

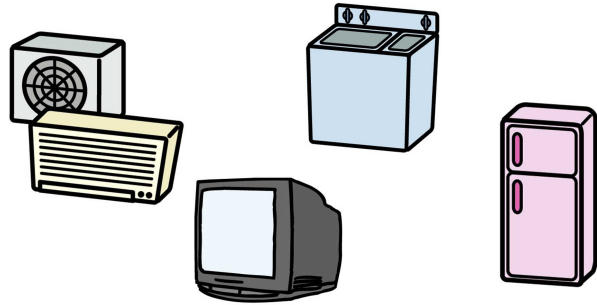
家電リサイクル法について

廃棄物の減量、資源の有効利用の観点から制定された法律が「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」です。平成 13 年 4 月 1 日より施行されました。

この法律では、以下の 4 品目が特定家庭用機器として指定され、小売業者は消費者からの引き取りとメーカー等への引き渡し、メーカーは引き取りとリサイクル（再商品化等）の役割を義務づけられ、消費者は処理料金を負担することになっています。

◆対象品目

- エアコン
- テレビ（液晶、プラズマ、ブラウン管）
- 冷蔵庫・冷凍庫
- 洗濯機・衣類乾燥機



※ 付属のワイヤレスリモコンも対象となります。（ただし電池は抜いてください）

◆処理（リサイクル）の方法は？

①新しい製品に買い替える場合

購入するお店で引き取っていただけます。収集料金等については、お店に直接お問い合わせください。

②廃棄のみの場合

1) 購入したお店が分かる場合

購入したお店で引き取っていただけます。収集料金等については、お店に直接お問い合わせください。

2) 購入したお店が分からない、営業していない、引っ越し等により遠方にある場合

どちらかの方法で処理してください。

①小売業者協力店へリサイクル（引き取り）を依頼する。

廃家電品を引き渡し、料金をお支払いください。

○こばやし電器 信濃町柏原 82-1
Tel 026-255-4732

○金子電器 信濃町大字穂波 76
Tel 026-255-2739

②指定引取場所へ直接搬入する

- ・ 郵便局でリサイクル料金を振り込み、家電リサイクル券を用意します。
- ・ 指定引取場所へ廃家電品を持ち込みます。

指定引取場所及び業者

○信州名鉄運輸(株) 長野指定取引所 長野市真島町川合村西 240-1
Tel 026-214-7556

◆リサイクルにかかる費用

リサイクル料金 (26.1 現在目安 税抜き)		+	収集・運搬料金 直接搬入は不要
テレビ (15 型以下)	1700 円～		
(16 型以上)	2200 円～		
冷蔵庫・冷凍庫 (170 ㏍以下)	3400 円～		
(171 ㏍以上)	4300 円～		
洗濯機・衣類乾燥機	2300 円～		
エアコン	900 円～		

※ リサイクル料金は標準的な金額です。メーカー、種類、大きさによっては異なります。

※ 収集・運搬料は、販売店によって異なりますので、直接ご確認ください。

～～お願い～～

不法投棄が発生しています。

リサイクル券を発行できない業者への引き渡しはせず、適正に処理しましょう。

家電リサイクル法関連サイト

経済産業省

http://www.meti.go.jp/policy/kaden_recycle/ekade00j.html

財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター

<http://www.rkc.aeha.or.jp/>

